

船舶保安システム審査の案内(日本籍船舶用 第15回改訂)

ISPSコード(船舶と港湾施設の保安のための国際コード)
に基づく

船舶保安システム

審査の案内

(日本籍船舶用)

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会
船舶管理システム部

2022年2月(第15改訂)

船舶保安システム審査の案内(日本籍船舶用 第15回改訂)

改訂記録

日付	改訂	主な変更点
2004年6月	初版	新規制定
2017年9月	第12回改訂	オンライン審査申込サービス(e-Application)を追加した。 SSPの改訂承認及び改訂の届出の際の提出書類を変更した。
2018年11月	第13回改訂	SSP承認及び船舶審査申込時の提出文書を変更した。
2021年10月	第14回改訂	SSP電子承認システムの運用開始に伴いSSP承認の取り扱いを変更した。
2022年2月	第15回改訂	電子記録書の運用開始に伴い記述を変更した。

本会各支部又は事務所の所轄範囲については

本会が半年毎に発行しております“DIRECTORY”をご覧ください。(なお、“DIRECTORY”の最新版は、本会のホームページから入手可能です)

この『審査の案内』に関するお問合せは、下記にお願い致します。

日本海事協会 船舶管理システム部

電話:03-5226-2173 / Fax:03-5226-2174

e-mail : smd@classnk.or.jp

目次

1. はじめに	1
2. 略語の説明	1
3. 適用船舶	2
4. 証書	2
5. 船舶保安システム審査の種類と実施時期	2
6. 審査の申込み用紙	3
7. 船舶保安規程/船舶保安計画(SSP)の承認	3
7.1 申込み	3
7.2 初回の承認	3
8. 船舶審査	6
8.1 申込み	6
8.2 初回審査、中間審査及び更新審査	6
8.3 臨時船舶保安証書(臨時 ISSC)発行のための臨時審査	7
8.4 その他の臨時審査	8
8.5 初回、定期的及び臨時審査における船舶保安警報装置(SSAS)の確認	9

1. はじめに

本会は、日本籍船舶のうち、旅客船を除く総トン数 500 トン以上の国際航海に従事する船舶及び移動式海底資源掘削船に適用する「船舶保安システム規則」を制定し、日本政府から「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく船級協会(認定保安団体)として登録されております。以下に、日本籍船舶の審査及び日本国政府による証書発給に係わる手続きにつき、ご案内致します。

なお、本会は次のとおりサービスの電子化を進めております。

1. 自己診断用のチェックリスト(SSP承認用、船舶審査用)及び審査の申請書式をホームページに掲載し、オンラインで船舶審査を申し込めるサービス(e-Application)を用意しています。
2. 2021年10月から SSP 承認(初回、改訂のいずれも)は、電子的に承認することとなりました。SSP 承認申込みは e-Application のご利用を推奨いたします。
3. 2022年1月30日から、船舶審査を行ったのち提供する審査記録書は電子的に発行され、会社へ送付されます。
4. 本「審査の案内」をはじめ、本会のサービスは、ホームページからご利用できます。次のアドレスをご利用ください。

各種チェックリスト: <http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/isps/index.html>

審査の申請書式: http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl_appli.aspx

e-Application: <http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/portal/e-appli.html>

2. 略語の説明

ISPS Code:	International Ship and Port Facility Security Code 船舶と港湾施設の国際保安コード 正式名称は、The International Code for the Security of Ships and of Port Facilities といひ、『船舶と港湾施設の国際保安コード』といひます。	
ISSC:	International Ship Security Certificate	船舶保安証書〔国際船舶保安証書〕
SSP:	Ship Security Plan	船舶保安規程〔船舶保安計画〕
SSA:	Ship Security Assessment	船舶保安評価
CSO:	Company Security Officer	船舶保安統括者〔会社保安職員〕
SSO:	Ship Security Officer	船舶保安管理者〔船舶保安職員〕
RSO:	Recognized Security Organization	認定保安団体
DOC:	Document of Compliance	適合書類(ISMコード)
SMC:	Safety Management Certificate	安全管理証書(ISMコード)

法律用語とNK 訳(外国船舶用)の違いがあるものについてはNK 訳を上記〔 〕内に併記した。

法律：「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」
(平成16年 法律第31号)

省令：「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則」
(国土交通省令第59号)

規則： 本会の「船舶保安システム規則」(2004年6月8日国土交通大臣 認可、
2009年10月23日改正)

3. 適用船舶

本会が行う船舶保安システムの審査は、日本籍船舶であって国際航海に従事する下記の船種に適用されます。

- 1 旅客船を除く総トン数500トン*以上の船舶
- 2 移動式海底資源掘削船

(*注: SOLAS 条約証書におけるトン数の適用にあたっては、1969年トン数条約(TM69)発効以前に建造されていた船舶は従来の国内法によるトン数測度が認められておりました。しかしながら、2005年5月のIMOの決定を受けた2006年2月6日の法律改正を受けて、本規則の適用にあたってはTM69による測度に基づいた総トン数で適用下限となる500トンを決定することになっております。)

なお、日本籍船舶の場合、船舶保安システムは船級登録の要件となりますので、船級の維持のためには船舶保安システム登録が維持されていることも条件の一つとなります。

4. 証書

船舶保安証書(ISSC)は、日本国政府から発給されます。本会が発行する審査記録書及び日本国政府への報告書(省令第42条に基づき、本会から船舶所有者所在地官庁に提出するものです。)を添え、発給を受けようとする場所の地方運輸局(省令第40条による船舶所在地官庁)に申し込んで下さい。

5. 船舶保安システム審査の種類と実施時期

審査には次の種類があります。

- (1) 船舶保安規程/船舶保安計画(SSP)の承認
初回の承認
改訂時の承認
- (2) 船舶審査

初回審査: 船舶に初めてISSCを発行する審査

更新審査: 5年を超えない期間で実施するISSCを更新する審査

中間審査: 2回目と3回目の審査基準日(注1)の間で実施する審査

臨時審査: 次の審査があります

- a. 臨時船舶保安証書(臨時ISSC)発行のための臨時審査
- b. 船舶警報通報装置(SSAS)等の性能に影響を及ぼすおそれのある改造又は修理を行ったときに行う臨時審査
- c. 船舶保安規定/船舶保安計画(SSP)の大きな改訂に伴う再承認後に行う臨時審査
- d. 不適合を解消するための臨時審査
- e. 船舶の要目(船名など)の変更に伴う臨時審査
- f. その他の臨時審査

注1

審査基準日とは、ISSCの有効期間の満了日に相当する毎年の日をいいます。

6. 審査の申込み用紙

審査の申込みには所定の申込書式、ISM 審査申込書と併用の「安全管理システム及び船舶保安システム船舶審査申込書」(APPLI-CSA-j 又は APPLI-CSA)、SSP 承認申請用の「船舶保安計画・船舶保安規程(SSP)の承認及び改訂の届出の申込書」(MS-APPLI-SSP-j)を使用して下さい。

同書式は弊会のホームページよりダウンロードすることができます。

(http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl_appli.aspx)

7. 船舶保安規程/船舶保安計画(SSP)の承認

7.1 申込み

SSPの初回の承認又は承認済みSSPの改訂による再承認申込みは、日本国内の本会の支部・事務所に電子ファイルにて提出して下さい。申込みはe-Applicationのご利用を推奨いたします。

7.2 初回の承認

7.2.1 提出文書

初回のSSP承認の申込みに際しては、次の文書を提出して下さい。

- .1 申込書 (MS-APPLI-SSP-j)
- .2 船舶保安規程/船舶保安計画(SSP)
- .3 船舶保安評価(SSA)の報告書
- .4 船舶保安統括者(CSO)の訓練証明書の写し
- .5 有効なISMコードの適合書類(DOC)の写し
- .6 履歴記録(CSR)の写し又は船舶所有者(船舶管理人、船舶借入人)の名称及び住所が記載された書類
- .7 船舶警報通報装置(SSAS)の構造及び配置図
- .8 立入り制限区域の配置図

ただし、SSPに含まれている文書は、重複して提出する必要はありません。

なお、次の文書がSSPに含まれていない場合には、上記に加えて提出が必要です。

- .1 船舶保安統括者(CSO)と船舶保安に関連する他の陸上要員の責任と権限を規定した会社の手順書及びその組織図
- .2 会社が、CSO、船舶保安管理者(SSO)及び船長に対し、船舶の保安に関連する職務と責任を遂行するために、必要な支援を提供することを示す宣言書
- .3 下記に関する最新の情報が記載された文書
 - i) 船舶の乗組員を指名する責任を負っている者
 - ii) 船舶の使用を決定する責任を負っている者
 - iii) 船舶が契約により雇い入れられている場合にはその契約者

7.2.2 文書審査

提出された文書を審査し、SSPがISPSコードに適合している場合に、SSPを承認します。適合していない場合には、担当の審査員から是正をお願いすることになります(なお、e-Applicationでお申込みいただいた場合はオンラインチャットでお伝えしますので審査はスムーズです。)。承認したSSPとSSAに押印し、電子化したファイルを会社に返却します。本船へは会社からご送付いただき、会社と本船とで保管してください。

なお、本会には承認印(Approved)を押印したSSPの表紙、改訂記録及び目次の写し、SSAの表紙の写しのみを保管し、承認したことを証する書類(MS-LOA/ Approval of Ship Security Plan)を発行します。

7.2.3 承認済SSPの改訂による再承認

7.2.3.1 申込み

SSPの下記「軽微な変更」を除く改訂は、SSASの規定を含めて再承認を必要としますので、日本国内の本会の支部・事務所に申し込んで下さい。申込みはe-Applicationのご利用を推奨いたします。

なお、「軽微な変更」とは下記を言います。

- a) 操練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項
- b) CSOの選任に関する事項
- c) SSOの選任に関する事項
- d) その他本会が船舶の保安に支障がないと認める事項

軽微な変更該当する改訂を行う場合には本会に届け出ていただく必要があります。

7.2.3.2 提出文書

(A) 承認済SSPの改訂承認の申込みに際しては、次の文書を提出して下さい。

- .1 申込書 (MS-APPLI-SSP-j)
- .2 改訂版のSSP表紙(変更がある場合もしくは承認スタンプの押印を希望される場合に限りです。)
- .3 SSPの改訂記録、目次及び改訂版の当該ページ
- .4 改訂した個所が含まれている旧版の当該ページ又は新旧の対比を参照できる資料
- .5 改訂したSSPの基となったSSAの報告書(注2)
- .6 有効なISMコードの適合証書(DOC)の写し
- .7 船舶保安統括者(CSO)の訓練証明書の写し
- .8 履歴記録(CSR)の写し又は船舶所有者(船舶管理人、船舶借入人)の名称及び住所が記載された書類

注2

初回の承認と同様に、改訂時にもSSAは可能な限り現場保安検査(On-scene security survey)を含めて実施し、報告書に取り入れてください。

(B) 軽微な変更の届出

次の文書を提出して下さい。

- .1 申込書 (MS-APPLI-SSP-j)
- .2 SSPの表紙(変更があれば)
- .3 目次(変更があれば)
- .4 SSPの改訂記録
- .5 改訂した個所が含まれている旧版の当該ページ又は新旧の対比を参照できる資料
- .6 改訂版の当該ページ

なお、SSP中の単なる誤字、脱字等の修正をご要望される場合でも、上記7.1.2.1(B)の文書を担当の事務所に提出して下さい。この場合、SSPの表紙、目次及び改訂記録には変更がないはずです。

7.2.3.3 文書審査

(A) 改訂承認の申込みを受理した場合には、提出された文書を審査し、改訂された SSP の個所が ISPS コードに適合している場合に SSP を再承認します。再承認したページに押印し、電子化したファイルを会社に返却します。本船へは会社からご送付ください。

なお、改訂版を承認したことを証する書類(MS-LOA-AMD / Approval of Amendments to Ship Security Plan 及び MS-LOA-AMD-ATT/ Attachment to MS-LOA-AMD)を発行し、改訂記録を添付します。

MS-LOA-AMD-ATT には、SSP 改訂部分の運用検証のための臨時審査をいつまでに受検しなければならないかを明記します。通常、保安設備、保安装置等に大幅な変更(例えば、SSAS、監視装置、警報装置等の追加設置若しくは機種変更等)がなければ、運用検証のための臨時審査は次回定期的審査時期までと指定します。

(B) 軽微な改訂の届出を受理した場合には、提出された文書を審査し、改訂された SSP の個所が承認を必要とする内容ではないことを確認し、改訂されたページに押印し、電子化したファイルを会社に返却します。本船へは会社からご送付ください。この場合、MS-LOA-AMD 及び MS-LOA-AMD-ATT の発行はありません。

8. 船舶審査

8.1 申込み

船舶審査の申込みは、**e-Application**もしくは**e-mail**等で審査を受ける予定の港の最寄りの支部もしくは事務所に提出して下さい。

なお、当該船舶又は審査を受ける港の保安レベルが3の場合、審査を円滑に実施することが困難なため、申込みを受理することができません。また、入渠中若しくは係船中等、通常の運航状態でない船舶に対しては、原則として臨時ISSC発行のための臨時審査及びSSAS確認のための臨時審査を除き、審査を実施することができませんのでご注意ください。

8.2 初回審査、中間審査及び更新審査

8.2.1 提出文書

初回審査、中間審査及び更新審査の申込みの際には次の文書を提出して下さい。

- 1 申込書 (APPLI-CSA 又は APPLI-CSA-j)
- 2 有効なISMコードの安全管理証書(SMC)の写し
- 3 主官庁が発行したSSOのSTCW条約第6-5規則の規定に基づく証明書
- 4 履歴記録(CSR)の写し又は船舶所有者(船舶管理人、船舶借入人)の名称及び住所が記載された書類

8.2.2 船舶審査

- 8.2.2.1 審査を受ける港の最寄りの本会支部又は事務所(以下「担当支部」という。)の審査員が訪船し、あらかじめ送付しています審査計画に沿って、船長、SSO、特定保安従事者(もしも指名されていれば)そしてその他の乗組員へのインタビュー、記録の確認、船内の保安措置の確認等を行います。
- 8.2.2.2 初回審査若しくは更新審査において、不遵守(NC)が見出された場合は、当該審査において不合格となり、審査を完了できませんので、次の港で合格するまで審査を継続することになります。
- 8.2.2.3 中間審査若しくは臨時審査において、NCが見出された場合は、証書への裏書は行いますが、併せてその是正を求めます。もしも直ちに是正できない場合は、3ヶ月以内に実施する是正計画(Corrective Action Plan)の提出を2週間以内に会社に求め、審査をした審査員が是正計画を妥当と判断した場合には審査が完了します。その是正計画の実施の確認は次回の定期的審査で確認します。ただし、審査員がその是正実施の確認のため臨時審査が必要と判断した場合は『不適合解消のための臨時審査』を要求します。
- 8.2.2.4 『不適合解消のための臨時審査』を要求された場合、指定された期日までに不適合が解消されないときは、船舶保安証書は失効しますのでご注意ください。
- 8.2.2.5 審査の立会者として、SSPに精通した本船乗組員を指名して審査に立合せて下さい。
- 8.2.2.6 初回審査に先立って、少なくとも1回の保安操練を実施しておいて下さい。実施されてなければ審査時に実施していただくこととなります。
- 8.2.2.7 保安業務に関する内部監査及び見直しは、SSPに記載の間隔で実施し、記録を船上に保管しておいて下さい。
- 8.2.2.8 本会が審査時に発行します審査記録書は、会社と船上で少なくとも5年間保管して下さい。
- 8.2.2.9 審査記録書は、極めて機密性の高い情報が記載されていることから、不正なアクセス若しくは開示を避けて下さい。

8.3 臨時船舶保安証書(臨時ISSC)発行のための臨時審査

8.3.1 提出文書

臨時 ISSC 発行のための臨時審査の申込みに際しては、次の文書を提出して下さい。

- .1 申込書 (APPLI-CSA 又は APPLI-CSA-j)
- .2 もしあれば、有効な ISM コードの安全管理証書(SMC) 若しくは暫定安全管理証書 (Interim SMC) の写し
- .3 主官庁が発行した SSO の STCW 条約に基づく証明書
- .4 履歴記録(CSR)の写し又は船舶所有者(船舶管理人、船舶借入人)の名称及び住所が記載された書類

8.3.2 船舶審査

臨時 ISSC 発行のための臨時審査は、担当支部の審査員が訪船し、次の事項を確認します。

これらの事項全てを確認できなかった場合は、審査を完了することはできませんのでご注意ください。

- .1 保安に責任を有する乗組員等が SSP に規定されている職務と責任に習熟していること。
- .2 SSO が適切な訓練を受けていること。
- .3 省令第 16 条第 1 項の要件が規定されている SSP が船上に備え置かれ、本会に承認を求めるために提出されている、若しくは承認されていること。
- .4 SSP に規定されている操練が少なくとも 1 回実施されている、又は実施する計画を出航前に CSO 若しくは SSO が立案していること。
なお、審査の申込み時に SSP を提出していることを示す書類(例えば本会が発行します ISPS Schedule for Review and Approval of SSP (MS-SPA) の写しを提出して下さい(質問表 MS-QSA に注記しています))。
- .5 SSP に規定されている保安装置が保守システムに取り入れられていること及び保守システムに従って維持されていること。
- .6 SSP に規定されている全ての保安と監視装置が運用されており、目的とする運用に適していること。
- .7 SSAS は下記事項を確認します。
 - a) SSAS 発信テスト
 - b) SSAS 効力試験
- .8 船上に有効な適合書類 DOC(暫定 DOC を含め)の写しが備え置かれていること及び有効な SMC(暫定 SMC を含め)を所持している、若しくは所持しようとしていることを確認します。

8.4 その他の臨時審査

8.4.1 提出文書

臨時審査の申込みに際しては、次の文書を提出して下さい。

- .1 申込書 (APPLI-CSA 又は APPLI-CSA-j)
- .2 有効なISMコードのSMC若しくは暫定SMCの写し
- .3 主官庁が発行したSSOのSTCW条約の規定に基づく証明書
- .4 履歴記録(CSR)の写し又は船舶所有者(船舶管理人、船舶借入人)の名称及び住所が記載された書類

8.4.2 不適合解消のための臨時審査

上記 8.2.2.4 を参照下さい。審査範囲は、原則として、不適合に関連する部分のみとします。

8.4.3 SSP再承認後の臨時審査

SSPの大幅な改訂、制限区域や保安措置の変更があった場合、本会がSSPの再承認を行った後3ヶ月以内に、改訂部分の運用状況を確認する臨時審査を申し込んで下さい。審査範囲は、原則として、改訂に関連する部分のみとします。

8.4.4 船名等の要目に変更となった場合の臨時審査

船名が変更となった場合、原則として審査員が訪船して臨時審査を行います。この臨時審査では、SSASの情報としての船名の書換え、SSPが改訂されていることなどを確認します。

8.4.5 日本政府が要求する臨時審査

日本政府が追加の臨時審査を要求することがあります。その場合は、日本政府が要求した背景を勘案した上で、審査範囲を決定してお知らせします。

8.4.6 SSASの取替え・修理後の確認のための臨時審査

下記8.5.2を参照下さい。

8.5 初回、定期的及び臨時審査における船舶保安警報装置(SSAS)の確認

- 8.5.1 SSAS設置後、本会が承認した無線業者により、SSASが国土交通省令第59号、第6条(注3)の規定に適合していることを試験し、SSASの適合性を示す報告書を作成し本船に備え置いて下さい。

注3: 国土交通省令 第59号

第6条 法第五条第二項の国土交通省令で定める船舶警報通報装置の設置に関する技術上の基準は、次に掲げる基準とする。

1. 次に掲げる情報を速やかに海上保安庁に送信できるものであること。
 - イ 国際航海日本船舶の船名、国際海事機関船舶識別番号その他の当該国際航海日本船舶を特定することができる情報
 - ロ 国際航海日本船舶に対する危害行為が発生したことを示す情報
 - ハ 国際航海日本船舶の位置を示す情報
2. 船舶警報通報装置の作動を停止させるまで前号に掲げる情報を継続的に送信するものであること。

3. 航海船橋及びそれ以外の適当な場所において第一号に掲げる情報の送信を操作できるものであること。
4. 誤操作による第一号に掲げる情報の送信を防止するための措置が講じられているものであること。
5. 他の船舶に第一号に掲げる情報を送信しないものであること。
6. 可視可聴の警報を発しないものであること。

二 前項に定めるもののほか、船舶警報通報装置の設置に関する技術上の基準の細目は、国土交通大臣が告示で定める。

8.5.2 SSAS の設置後、最初の審査では下記を確認します。

- .1 SSAS の規程が SSP に含まれていること。
- .2 上記8.5.1で作成された報告書。
- .3 海上保安庁へのSSAS発信テストに立会します。
- .4 ISPSコードA部9.4.17及び9.4.18の要件に適合していること。

8.5.3 その後の定期的審査(初回審査、中間審査及び更新審査)において、下記事項を確認します。

- .1 ISPSコードA部10.1.10で要求されている、SSASの保守、校正、試験の記録を確認します。
- .2 海上保安庁へのSSAS発信テストの結果を確認します。(初回及び更新審査では海上保安庁へ、中間審査では会社へ実施。)
- .3 ISPSコードA部9.4.17及び9.4.18の要件に適合していることを確認します。